

各位

外国投資法人名	UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ・シキャブ
代表者	取締役 アンドレアス・ハーバーツェト
管理会社名	UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルク) エス・エイ
代表者名 (管理会社コード: 13854)	CEO フランチェスカ・プリム
問合せ先	森・濱田松本法律事務所
担当者	弁護士 大西 信治 (TEL03-6212-8316)

信託の終了に係る信託契約の変更及び
催告の対象となる受益者確定のための権利確定日の設定に関するお知らせ

UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ・シキャブ (以下「本投資法人」といいます。) は、下記の各 ETF-JDR (以下個別に「各 ETF-JDR」といいます。) に関しまして、以下のとおりお知らせいたします。

記

各 ETF-JDR	銘柄コード
UBS ETF ユーロ圏大型株 50 (ユーロ・ストックス 50)	(1385)
UBS ETF 欧州株 (MSCI ヨーロッパ)	(1386)
UBS ETF ユーロ圏株 (MSCI EMU)	(1387)
UBS ETF ユーロ圏小型株 (MSCI EMU 小型株)	(1388)
UBS ETF 英国大型株 100 (FTSE 100)	(1389)
UBS ETF MSCI アジア太平洋株 (除く日本)	(1390)
UBS ETF スイス株 (MSCI スイス 20/35)	(1391)
UBS ETF 英国株 (MSCI 英国)	(1392)
UBS ETF 米国株 (MSCI 米国)	(1393)
UBS ETF 先進国株 (MSCI ワールド)	(1394)

本投資法人は、各 ETF-JDR について、信託法第 149 条第 4 項及び下表記載の各条項に基づき「非軽微な信託の変更」として、信託の終了に係る本信託契約 (下表に定義します。) の変更を予定しております。本信託契約の変更に関し、2023 年 4 月 17 日 (月) を権利確定日と定め、当該権利確定日における受益者 (「上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項」 (以下「本契約条項」といいます。) に定義される意味を有します。以下同じです。) を「知っている受益者」として「催告」の対象となる受益者と決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、各 ETF-JDR について、本信託契約の変更が決定された場合、2023 年 6 月 21 日に各 ETF-JDR に係る本信託契約の変更を実施し、2023 年 7 月 24 日を信託終了日として、信託の終了を行う予定です。

各 ETF-JDR	本信託契約	根拠条項
UBS ETF ユーロ圏大型株 50 (ユーロ・ストック 50)	UBS ETF - ユーロ・ストック 50 UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項
UBS ETF 欧州株 (MSCI ヨーロッパ)	UBS ETF - MSCI ヨーロッパ UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項
UBS ETF ユーロ圏株 (MSCI EMU)	UBS ETF - MSCI EMU UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項
UBS ETF ユーロ圏小型株 (MSCI EMU 小型株)	UBS ETF - MSCI EMU 小型株 UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項
UBS ETF 英国大型株 100 (FTSE 100)	UBS ETF - FTSE 100 UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項
UBS ETF MSCI アジア太平洋株 (除く日本)	UBS ETF - MSCI パシフィック (除く日本) UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項
UBS ETF スイス株 (MSCI スイス 20/35)	UBS ETF - MSCI スイス 20/35 UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項
UBS ETF 英国株 (MSCI 英国)	UBS ETF - MSCI 英国 UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項
UBS ETF 米国株 (MSCI 米国)	UBS ETF - MSCI 米国 UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項
UBS ETF 先進国株 (MSCI ワールド)	UBS ETF - MSCI ワールド UCITS ETF A-DIS クラス上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書	本信託契約第 4 条 本契約条項第 51 条第 3 項

- 本信託契約の変更及び信託の終了に関する日程 (予定)
 - 対象受益者の権利確定日 2023 年 4 月 17 日 (月)
 - 受益者への催告書類発送 2023 年 5 月 17 日 (水)
 - 受益者による異議申立期限 2023 年 6 月 19 日 (月)
 - 異議申立結果開示 2023 年 6 月 21 日 (水)
 - 本信託契約の変更実施日 (予定) 2023 年 6 月 21 日 (水)
 - 取得請求開始日 (予定) 2023 年 6 月 22 日 (木)
 - 取得請求終了日 (予定) 2023 年 7 月 11 日 (火)
 - 信託終了日 (予定) 2023 年 7 月 24 日 (月)
 - 残余財産給付開始日 (予定) 2023 年 9 月 1 日 (金)
- 東京証券取引所における売買に関する日程 (予定)
 - 「監理銘柄 (確認中)」への指定 2023 年 4 月 3 日 (月)
 - 「整理銘柄」への指定 2023 年 6 月 21 日 (水)
 - 東京証券取引所における最終売買日 2023 年 7 月 20 日 (木)
 - 上場廃止日 2023 年 7 月 21 日 (金)

なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 本信託契約変更の内容及び理由
(変更の内容)

信託終了日を 2023 年 7 月 24 日 (予定) といたします。

(変更の理由)

当 10 銘柄の ETF-JDR は、上場から約 8 年となりますが、一定の残高増加はあったものの、純資産総額が 10 銘柄で約 30 億円にとどまります (2023 年 2 月末現在)。将来の成長可能性及び経済合理性などを慎重に評価した結果、今般、本投資法人は、所定の手続を経て各 ETF-JDR を終了することとしました。

(本信託契約の新旧対照表)

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<u>第 3 条の 2 本契約条項第 59 条の規定にかかわらず、本信託は、2023 年 7 月 24 日の経過により終了します。</u>	(新設)

4. 異議申立の判定

上記権利確定日における各 ETF-JDR の受益者は、当該各 ETF-JDR の本信託契約の変更に関し、2023 年 5 月 17 日に発送予定の催告書類によってお知らせする所定の手続に従って、異議申立期間 (2023 年 5 月 17 日から 2023 年 6 月 19 日まで) 中に、当該各 ETF-JDR の受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社に対して、異議を述べることができます。

当該異議申立期間中に、異議を述べた各 ETF-JDR の受益者の有する本受益権 (本契約条項に定義される意味を有します。以下同じです。) の口数が、当該各 ETF-JDR の総受益権口数の 2 分の 1 を超えなかった場合には、当該各 ETF-JDR について 2023 年 6 月 21 日付で本信託契約の変更を実施し、2023 年 7 月 24 日を信託終了日として、信託を終了いたします。

ただし、各 ETF-JDR について、上記の結果に至らなかった場合には、当該各 ETF-JDR について、本信託契約の変更及び信託の終了は中止されます。その場合、当該各 ETF-JDR について、本信託契約の変更及び信託の終了を行わないこと並びにその理由を速やかに開示いたします。

5. 異議を述べた受益者の受益権取得請求手続

上記異議申立期間中に異議を述べた各 ETF-JDR の受益者に限り、本信託契約の変更が実施され信託の終了となる場合、2023 年 6 月 22 日から 2023 年 7 月 11 日までの間に、当該各 ETF-JDR の受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社に対して、原則として権利確定日である 2023 年 4 月 17 日時点で有する当該各 ETF-JDR の本受益権の口数を上限として、本契約条項第 52 条第 2 項の規定に基づき算定される価額 (「本受益権一口あたり、当該異議期間の最終日の翌営業日 (請求除外日を除きます。) における本外国投資証券の一口あたりの市場価格又は、本外国投資証券の一口あたりの純資産額をもとに受益権付与率、外国為替相場等を踏まえて算定される、受託者が適正と判断する価額」) にて、所定の手続に従って、取得請求することができます (ただし、取得請求と同時に、取得請求の対象となる当該各 ETF-JDR の本受益権を受託者が指定した口座に振り替えていただく必要があるため、取得請求を受付した日において有する当該各 ETF-JDR の本受益権の口数が当該権利確定日に有する当該各 ETF-JDR の本受益権の口数以下となる場合には、取得請求を受付した日において有する当該各 ETF-JDR の本受益権の口数に限られます。)

なお、異議を述べられた受益者が必ず取得請求をしなければならないわけではありません。最終売買日までは、東京証券取引所での売買が可能であり、また、信託終了日まで保有し、残余財産給付開始日以降、残余財産の給付を受けることも可能です。

6. 残余財産の給付

本信託契約の変更がなされた場合、本契約条項第 63 条及び本信託契約第 3 条の規定に基づいて、信託終了日である 2023 年 7 月 24 日（予定）を残余財産の給付を受ける権利に係る権利確定日とし、当該権利確定日における受益者に対し、残余財産給付開始日（2023 年 9 月 1 日（予定））以降、残余財産の給付として金銭（原則として受託有価証券である外国 ETF を処分して受領した金額（外貨を受領した場合には円貨に転換いたします。）から手数料及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用を控除した金額）の支払いを行う予定です。

本お知らせに関するお問い合わせ先
森・濱田松本法律事務所 弁護士 大西 信治
電話番号 03-6212-8316

各種お手続きに関するお問い合わせ先
三菱 UFJ 信託銀行証券代行部テレホンセンター
電話番号 0120-232-711 （受付時間：土・日・祝日等を除く 平日 9：00～17：00）

以上